資料No.4

平成 23 年 12 月 14 日　伊豆の国市地域公共交通会議　協議①

乗合バスの退出意向について

１　目的

平成 23 年 7 月 21 日開催の第 1 回伊豆の国市地域公共交通会議において、公的補助を行わないことを了承していただきました乗合バスについて、当該バス事業者から静岡県生活交通確保対策協議会に当該路線の退出（廃止）意向の申し出がありました。

申出路線の関係市町は、県協議会運営要領により分科会その他これに類似する会議を開催して対応方策等について検討・調整を行い、結果を県協議会に報告するものとされているため、本会議で協議を行います。

２　路線（系統）名　　別紙「申し出路線の現況」の申し出番号 1～6

３　運行実施者　　伊豆箱根バス株式会社

４　概要　　別紙のとおり

５　経緯及び現況

平成 19 年 11 月に静岡県生活交通確保対策協議会へ単独維持困難の申し出を行い、公的補助について市と協議しましたが、1 運行あたりの旅客数が少なく公的補助による運行維持は不適当であると判断されたため、全系統の運行本数の減便をもって運行維持を図りました。

しかしながら利用者数はその後も赤字を解消するまでの改善をみせることなく、燃料高騰等の影響もあり、赤字額は悪化の一途となったため、平成 22 年 11 月に再度単独維持困難の申し出を行い、公的補助について市と協議しましたが、前回と同様に公的補助は行わないものと判断されたため、当該 6 系統は平成 24 年 3 月末で退出する意向です。

６　市の対応等

（1）全体について

平成 19 年の単独維持困難の申し出以降、市は事業者と協議を行ってきましたが、利用者が減少している状態のまま運行しても利用者の増加は見込めないこと、事業者の赤字を単に補填するだけになるような支援は適当ではないとして、公的補助は行わないと判断しました。

また、運行時間や運行経路の変更等について市から事業者に提案しましたが、赤字を解消するほどの利用者増加にはつながらないため、これらの提案を事業者負担で行うことは難しいとのことでした。

このため、公的補助は行わないものとし、事業者単独での運行継続が困難ならば退出もやむを得ないと判断しました。

なお、平成 19 年の申し出以降、江間地区、韮山地区の住民を対象とした説明会を平成 20 年、平成 21 年に開催し、乗合バスの現状と公的補助を行わないこと、利用者の減少により減便することについて説明しています。
また、今回の退出意向についても両地区で説明会を開催しています。

（２）各系統について

①　長岡駅～温泉駅・長塚～千代田団地線

年間約 1 万人程度の利用があるが、利用者の大半は長岡駅から順天堂大学静岡病院への通院を目的とした利用であり、この区間は当該系統以外に 2 系統が運行されており、退出となった場合も代替利用が可能であると判断。

②　長岡駅～反射炉～江川邸線

③　長岡駅～皆沢入口～江川邸線

両系統ともに利用者が少なく、今後も利用者の増加は見込めないため、退出はやむを得ないものと判断。なお、韮山反射炉や江川邸等史跡への来訪者用の交通手段については、韮山反射炉の世界遺産登録推進に合わせて今後検討する予定。

④　韮山駅～江間～千代田団地線

年間約 9 千人程度の利用があること、運行経路内の道路改良により、通行事情が変化していること、運行のない日中の時間帯の需要を把握していないこと等を考慮し、運行経路の一部変更と日中の運行本数を増便した実車実験バスを運行する。運行の結果、一定の利用がある場合は、継続運行する予定。

⑤　韮山駅～韮山庁舎前～江川邸線

⑥　韮山駅～役場入口～江川邸線

両系統ともに利用者が少なく、今後も利用者の増加は見込めないため、退出はやむを得ないものと判断。なお、両系統とも県立韮山高校への通学利用が大半であるが、雨天時以外の利用はほとんどないこと、韮山駅から同校まで約 1,200m程度であり徒歩による通学が可能であることから、退出による影響は少ないものと考える。

7　スケジュール等

○　平成 23 年 9 月 30 日
　　静岡県生活交通確保対策協議会に退出意向を申出

○　平成 23 年 10 月 19 日
　　江間地区説明会

○　平成 23 年 11 月 7 日
　　静岡県生活交通確保対策協議会地区幹事会で退出意向路線の現況説明

○　平成 23 年 12 月 8 日
　韮山地区説明会

○　平成 23 年 12 月 14 日（本日）
　第 2 回伊豆の国市地域公共交通会議

○　平成 24 年 1 月 20 日
　静岡県生活交通確保対策協議会に協議結果を報告

○　平成 24 年 2 月
　静岡県生活交通確保対策協議会

○　平成 24 年 3 月 31 日
　退出